

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第7回）
開催日時	平成22年2月22日（金曜日）午前10時から午前11時45分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：保谷会長、横道委員、岡本委員、長谷川委員、横澤委員 説明員：危機管理室東原特命主幹・杉山主査 事務局：総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、林主任
議題	(1) 債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用について（答申審議） (2) 西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（審議）
会議資料	(1) の議題資料 答申案 (2) の議題資料 提供する災害時要援護者名簿に関する資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用についての答申案について審議する。</p> <p>○委員： 本人あてに通知を出さない部分はどこになるのか確認したい。</p> <p>○事務局： 債権回収対策担当において事案の目途がついた場合において、所管部署へ事案を返還することについて選定委員会に決定を求めるため報告をするとき、及び返還の決定を受けて所管部署へ実際に事案を返還するときには、本人にその旨を通知しないということである。</p> <p>○会長： ほかに質問はあるか。</p> <p>○委員： 物理的セキュリティについて庁内のネットワークサーバーから情報が漏れるということはないのか。</p>	

○事務局：

市の中のサーバーだけで管理しており、外部と接続していないので漏れるということあり得ない。

○会長：

審議会としてはこれでよろしいと考えるがいかがか。

○委員：

異議なし

○会長：

それでは債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用についての審議を終了する。

休憩

○会長：

それでは「西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて」を議題とする。説明員の説明を求める。

説明員から説明

○会長：

説明員から説明があった。委員の方々はいかがか。

○委員：

地域包括支援センターの人数の内訳はどのようなものか。

○説明員：

常勤・非常勤の職員の総数である。

○委員：

自治会・町内会との連携はどうなのか。

○説明員：

行政として構築の支援を図っているところであり、現状は連携をとれる段階にはない。構築後に個人情報を保護できる体制が整った後に外部提供先として連携を図ってきたい。

○委員：

資料を見ると援護に携わる者の数は少ないというのが実感だ。

○説明員：

今後は要援護者の中でも障害等の本人の状態に応じて救出の優先順位を付けていくことを考えている。

○会長：

警察・消防署の署員のすべての人数を要援護者へ向けられるのか。半数程度になるのではないか。

○説明員：

火災の場合では近隣市の消防署からも応援に来るので、半数になることはない。応援態勢が何重にも組まれているので実数は示せないが、半数にはならない。

○会長：

災害は点で起きるだけではない、面で起きることもある。火災は点だが、地震は面で起きるので近隣の応援を望めるのかという懸念がある。

○説明員：

近隣の中には青梅などのエリアも含まれており、消防庁は広域的に応援体制を組んでいるので期待できる。

○会長：

この数字に期待していいということか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

この情報を提供することでどれくらい役に立つかが問題だ。

○説明員：

あらかじめ分かっていたらピンポイントで安否確認ができる。なければ全部の倒壊しかかった家屋を確認しなければならない。その部分では大幅な時間と労力の削減が図ることができると考えている。

○事務局：

災害時には保護条例の網が外れることとなる。そのときに事前に用意していれば救出のためのリストの配布が速やかに行うことができる。

○会長：

要援護対象者を 65 歳以上とした理由の説明を説明員に求める。

○説明員：

総務省のガイドラインでも介護保険の年齢に合わせようという方向である。また近隣の先進自治体が 65 歳以上である。近隣では 65 歳以上で救われたのに西東京市では 70 歳以上だったので救われなかったということはある。

○委員：

この人数で可能な感もある。

○説明員：

市としてはこの人数で満足はしていない。町会・自治会・自主防災組織を組み込んでいきたいと考えている。

- 会長：  
それでは、委員だけで審議をしたい。説明員は退席するように。

説明員退席

- 会長：  
委員の方はいかがか。

- 委員：  
65歳以上でよいのではないか。

- 会長：  
重層的な態勢がとられるとして、1人で30人程度の担当になるものとするのがいかか。65歳か75歳かという論点については65歳でよいか。

- 委員：  
異議なし

- 会長：  
続いて外部提供先としてふさわしいかどうかを検討する必要がある。

- 委員：  
社会福祉協議会はエリアごとという考え方はあるのか。

- 事務局：  
全域に渡っているのでエリアごとに配布ということはない。

- 委員：  
地域包括支援センターは何箇所か。

- 事務局：  
8箇所である。

- 委員：  
情報保護について安心できる組織に渡さなければならない。

- 事務局：  
社会福祉協議会、地域包括支援センターは、現在でも福祉情報を保有している。民生委員も生活保護情報などを持っている。情報管理については実績があるものとする。自治会・町会については情報管理のノウハウがないので今は渡さないという考えである。

- 委員：

情報管理に慣れていない組織には研修を行う必要がある。

○会長：

審議会の結論としては、渡す前に手はずを作りなさい、教育が終わって責任者がいるという状況を確認してから渡しなさい、ということではないか。

○委員：

そのように考える。

○会長：

情報の管理体制の基準と対策が具体的に分かる資料を見て、次回も引き続き検討する必要がある。

○委員：

異議なし

○会長：

それでは本日の審議会は閉会とする。次回の日程は後日調整する。